

第三十三号の三様式(第十四条関係)

家 屋 価 格 等 縦 覧 帳 簿

家 屋 の 所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	価 格
					円

第33号の3様式記載要領

- 「種類」の欄には、不動産登記法第44条第1項第3号に掲げる建物の種類を記載するものであるが、木造以外の家屋のうち、次に掲げるものにあつては、それぞれに定める区分を併記すること。〔例「工場(一般)」〕
 - 工場、発電所、変電所、停車場及び車庫
 - ①一般 ②腐食性物質影響又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響
 - 倉庫
 - ①一般 ②腐食性物質影響、冷蔵又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響
- 家屋価格等縦覧帳簿は、家屋番号順に作成すること。
- この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。